

千葉県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金実施要綱

平成31年3月25日制定
令和元年9月16日改正
令和2年3月25日改正
令和2年7月17日改正
令和3年3月17日改正
令和3年7月27日改正
令和6年11月1日改正

第1 目的

本要綱は、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスは高齢者が重症化する危険性が高い特性があることからその感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、千葉県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金（以下「補助金」という。）の実施に関する基本的事項を定めるものである。

第2 対象事業

補助金の対象となる施設は別表の第1欄に定める事業の対象施設とし、対象となる事業は以下の事業とする。

(1) 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

既存の高齢者施設等において、消防法令の改正に伴い新たにスプリンクラーの設置が必要となる施設等のスプリンクラー設備等整備事業

(2) 利用者等の安全性確保等の観点から社会福祉連携推進法人等による老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業

高齢者施設等において、利用者等の安全・安心を確保するため、施設の老朽化に伴う大規模修繕等を実施する事業

(3) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

高齢者施設等において、大規模停電時に利用者等の生命をおびやかす事態を回避するための非常用自家発電設備整備事業

(4) 高齢者施設等の水害対策強化事業

大雨等により発生し得る災害に備えて、高齢者施設等の利用者の円滑で安全な避難のため、有効な避難手段の確保と避難自体に要する時間の短縮を図るための施設整備事業

(5) 高齢者施設等の給水設備整備事業

高齢者施設等において、災害による断水時においても、自力で水の確保を行うための給水設備整備事業

(6) 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業

高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するため、外部からの不審者の侵入を防ぐための門、フェンス等の外構等の設置や、劣化、損傷や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀等を改修する事業

(7) 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

第3 事業計画書

補助金の交付を申請しようとする者は、別紙様式第1号による事業計画書を作成し、別に指示する期日までに知事に提出するものとする。

第4 基準額

補助金については、予算の範囲内で採択することとし、その基準額の算定にあたっては、別表の第1欄に定める事業の対象施設ごとに、第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額を基準額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

附則

この要綱は、令和元年9月16日から施行し、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和2年3月25日から施行し、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。ただし、令和2年3月13日以前に交付決定を行った事業については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和2年7月17日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年3月17日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月27日から施行し、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行し、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

別表

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率		5 対象経費
			県	事業者	
既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業					
スプリンクラー設備（広域型施設等）					
1,000㎡未満の場合(介護医療院の場合は3,000㎡未満)	9,710円の範囲内で知事が認めた額	対象施設ごと 1㎡あたり	10/10	-	事業計画書に基づく施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合(介護医療院の場合は3,000㎡未満)	9,710円の範囲内で知事が認めた額/ 1㎡と2,440千円の範囲内で知事が認めた額との合計額	対象施設ごと	10/10	-	
300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080千円の範囲内で知事が認めた額	施設数	10/10	-	
500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325千円の範囲内で知事が認めた額		10/10	-	
(広域型施設等 定員30名以上。ウのみ定員19名以上。) ア 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) イ 有料老人ホーム ウ 宿泊を伴う高齢者施設等のうち、知事が特に必要と認めた施設 エ 介護医療院(※1) ※1 令和6年度までの経過措置とする。なお、自動火災報知設備の整備及び、消防機関へ通報する火災報知設備の整備は補助対象外。					
社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業					
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	61,600千円の範囲内で知事が認めた額	施設数	3/4	1/4	
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業 高齢者施設等の水害対策強化事業 高齢者施設等の給水設備整備事業					
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	知事が認めた額	施設数	3/4	1/4	
高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業					
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない) ・上記以外の老人短期入所施設 ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム ・通所介護事業所 ・老人福祉センター(A型・特A型・B型) ・老人福祉施設付設作業所 ・老人介護支援センター(在宅介護支援センター) ・在宅複合型施設	知事が認めた額	施設数	3/4	1/4	
高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業					
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない) ・上記以外の老人短期入所施設 ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム	施設延べ床面積(県が必要と認めた面積)×4千円の範囲内で知事が認めた額	施設数	10/10	-	